		1寸川以水刈日田山(以积/首	区区///闲					
		所在地 一 一 (住 所)		※特別徴収 指 定 看	義務者		※市区町村ごと に異なります	
		P 給 特 フリガナ フリガナ		指 定 看	番号	新規の場合、納入書(要・	不要)	
		提出 支 収 名 称			係			
		者者代表者		担当者連絡先				
		法人番号			電話			
給与所得者	フリガナ	旧姓	期	別を○で囲んでください。				
	氏 名	普	通徴収替期別	□ ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 〕期 以降を切替希望				
	生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	※ 背		普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への 切替ができません。			
	1月1日現在 の 住 所		別 徴 収 始予定月	月分(月 日納期分)から 特別徴収を開始します。				
	現在の住所	〒 ※1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。 届	出理由 1.	1. 入社 2. その他()				
	が114771477	月	当 額	必要な場合のみ記入してください。				
	普通徴収 通知書番号		連絡		月	日 までに連絡が必要		

【添付書類】

1. <u>普通徴収の納付書</u> (二重納付防止のため、残りの納付書(納期未到来分に限る)を添付してください。納税通知書は添付不要です。) ※ すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。

【注意事項】

- 1. 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
 - ※ 普通徴収の納期限は年4回あるため、特別徴収への切替は、2か月程度の余裕を持って行ってください(市区町村ごとに通知の発送期日が異なるため)。
- 2. 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
- 3. 用紙が足りない場合には、コピーしてお使いください。
- 4. 口座振替のご登録がある場合、納期限前でも切り替えられない場合がございます。ご了承ください。

性则微加热足山(优瓿)事

5. 過年度の普通徴収分については、特別徴収への切替ができません。本人が納めるようお伝えください。

【提出先】 〒102-8688 東京都千代田区九段南一丁目二番一号 千代田区役所 税務課 課税係